

5. 剰余金処分計算書（法定）

（単位：円）

29年度		30年度	
科 目		科 目	
1. 当期末処分剰余金	557,993,287	1. 当期末処分剰余金	1,046,434,611
2. 剰余金処分額		2. 剰余金処分額	882,035,618
（1）利益準備金	65,000,000	（1）利益準備金	46,000,000
（2）任意積立金	244,600,000	（2）任意積立金	746,600,000
農業振興基金積立金	44,600,000	農業振興基金積立金	196,600,000
事業基盤強化積立金	200,000,000	農業関連施設建設積立金	150,000,000
		事業基盤強化積立金	200,000,000
		特別積立金	200,000,000
（3）出資配当金	88,207,385	（3）出資配当金	89,435,618
普通出資に対する配当金	88,207,385	普通出資に対する配当金	89,435,618
3. 次期繰越剰余金	160,185,902	3. 次期繰越剰余金	164,398,993

29年度（注）

1. 普通出資に対する配当は年2.00%の割合です。
ただし、年度内の増資及び新規加入については日割計算をする。
普通出資配当金については出資予約金へ振替し、出資1口（1,000円）に達した分は、出資金に振替させていただきます。
2. 任意積立金における目的積立金の種類及び積立目的、積立目標額、積立基準、取崩基準等は別表のとおりです。
3. 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越額17,000,000円が含まれています。

〈別表〉

種 類	積立目的	積立目標額	積立基準	取崩基準	残 高 (平成30年3月 31日現在)
事業基盤強化積立金	1.会計制度、会計基準の変更に伴う支出 2.以下の損失の発生もしくは支出に充てる為の積立金 ①有価証券の減損損失及び売却損 ②固定資産の減損損失 ③貸倒引当金繰入	600,000千円	会計制度、会計基準の変更に伴う支出、損失の発生もしくは支出に充てる為に積み立てる。	会計制度、会計基準の変更に伴う支出、損失の発生・支出のいずれもが5千万円以上の場合に理事会の決議によって相当額を取り崩すことができる。	400,000千円
農業振興基金積立金	担い手・後継者支援のための費用に充当するため積み立てる。	250,000千円	担い手・後継者支援・農業生産基盤強化などの農業振興支援対策事業に要する支出相当額を積み立てる。	担い手・後継者支援・農業生産基盤強化などの助成支出を要したとき、費用相当額の範囲内で取り崩す。	205,400千円
施設整備積立金	施設の取得、既存施設の改修・解体等のために積み立てる。	200,000千円	施設の取得、既存施設の改修・解体等に要する支出が見込まれるため積み立てる。	施設の取得、既存施設の改修・解体等において2億円以上の支出を要したとき全額取り崩す。	200,000千円
農業関連施設建設積立金	農業関連施設の建設のために積み立てる。	500,000千円	農業関連施設の建設に要する支出が見込まれるため積み立てる。	農業関連施設の建設において1億円以上の支出を要したとき費用相当額を取り崩す。	500,000千円
税効果調整積立金	税効果会計による繰延税金資産の取崩の補填に備え、経営の健全性を確保することを目的とする。	繰延税金資産相当額	目的積立金計上額が繰延税金資産合計額に対し不足した場合に、その差額相当額を積み立てる。	繰延税金資産の回収可能性の見直しや税率変更等に伴ない、繰延税金資産合計額が減少した場合に、その差額相当額を取り崩す。	141,639千円
農林年金対策積立金	想定される農林年金制度完了に伴う一括費用処理に対応することを目的とする	560,000千円	想定される費用額に達するまで、平成30年まで積み立てる。ただし、当該事業年度の剰余金によりその積立額を変更することができるものとする。	農林年金の制度完了に伴う一括費用処理の必要性が生じた際に、全額取り崩す。	560,000千円

（注）事業基盤強化積立金については、積立目標額を600,000千円に増額の上、積立を致します。

30年度 (注)

1. 普通出資に対する配当は年2.00%の割合です。
ただし、年度内の増資及び新規加入については日割計算をする。
普通出資配当金については出資予約金へ振替し、出資1口(1,000円)に達した分は、出資金に振替させていただきます。
2. 任意積立金における目的積立金の種類及び積立目的、積立目標額、積立基準、取崩基準等は別表のとおりです。
3. 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越額12,000,000円が含まれています。

〈別表〉

種類	積立目的	積立目標額	積立基準	取崩基準	残高 (平成31年3月31日現在)
事業基盤強化積立金	1. 会計制度、会計基準の変更に伴う支出 2. 以下の損失の発生もしくは支出に充てる為の積立金 ①有価証券の減損損失及び売却損 ②固定資産の減損損失 ③貸倒引当金繰入	800,000千円	会計制度、会計基準の変更に伴う支出、損失の発生もしくは支出に充てる為に積み立てる。	会計制度、会計基準の変更による支出、損失の発生・支出のいずれもが5千万円以上の場合に理事会の決議によって相当額を取り崩すことができる。	600,000千円
農業振興基金積立金	担い手・後継者支援のための費用に充当するため積み立てる。	400,000千円	担い手・後継者支援・農業生産基盤強化などの農業振興支援対策事業に要する支出相当額を積み立てる。	担い手・後継者支援・農業生産基盤強化などの助成支出を要したとき、費用相当額の範囲内で取り崩す。	203,400千円
施設整備積立金	施設の取得、既存施設の改修・解体等のために積み立てる。	200,000千円	施設の取得、既存施設の改修・解体等に要する支出が見込まれるため積み立てる。	施設の取得、既存施設の改修・解体等において2億円以上の支出を要したとき全額取り崩す。	200,000千円
農業関連施設建設積立金	農業関連施設の建設のために積み立てる。	300,000千円	農業関連施設の建設に要する支出が見込まれるため積み立てる。	農業関連施設の建設において1億円以上の支出を要したとき費用相当額を取り崩す。	—
税効果調整積立金	税効果会計による繰延税金資産の取崩の補填に備え、経営の健全性を確保することを目的とする。	繰延税金資産相当額	目的積立金計上額が繰延税金資産合計額に対し不足した場合に、その差額相当額を積み立てる。	繰延税金資産の回収可能性の見直しや税率変更等に伴ない、繰延税金資産合計額が減少した場合に、その差額相当額を取り崩す。	124,522千円
農林年金対策積立金	想定される農林年金制度完了に伴う一括費用処理に対応することを目的とする。	560,000千円	想定される費用額に達するまで、平成30年まで積み立てる。ただし、当該事業年度の剰余金によりその積立額を変更することができるものとする。	農林年金の制度完了に伴う一括費用処理の必要性が生じた際に、全額取り崩す。	560,000千円

(注) 事業基盤強化積立金については、積立目標額を800,000千円に増額の上、積立を致します。

(注) 農業振興基金積立金については、積立目標額を400,000千円に増額の上、積立を致します。

(注) 農業関連施設建設積立金については、積立目標額を300,000千円に減額の上、積立を致します。

6. 部門別損益計算書 (平成30年度) (監督指針要請事項) (単位: 百万円)

区 分	計	信 用 事 業	共 済 事 業	農 業 関 連 事 業	生 活 そ の 他 事 業	営 農 指 導 事 業	共 通 管 理 費 等
事業収益 ①	12,645	1,592	1,312	6,417	3,248	74	
事業費用 ②	8,323	298	109	5,114	2,609	191	
事業総利益③ (①-②)	4,322	1,294	1,202	1,303	639	△117	
事業管理費 ④	3,844	955	730	1,254	573	330	
(うち減価償却費⑤)	359	45	13	251	37	11	
(うち人件費) ⑥	2,824	726	622	772	426	277	
うち共通管理費 ⑦		219	159	324	132	45	△881
(うち減価償却費) ⑧		16	12	24	9	3	△66
(うち人件費) ⑨		120	88	178	72	25	△485
事業利益 ⑩ (③-④)	477	338	472	49	65	△447	
事業外収益 ⑪	184	55	31	63	25	8	
うち共通分 ⑫		42	31	63	25	8	△172
事業外費用 ⑬	88	28	14	29	12	4	
うち共通分 ⑭		20	14	29	12	4	△80
経常利益 ⑮ (⑩+⑪-⑬)	573	365	488	82	79	△443	
特別利益 ⑯	672	167	121	247	100	34	
うち共通分⑰		167	121	247	100	34	△671
特別損失 ⑱	949	236	172	349	142	49	
うち共通分⑲		236	172	349	142	49	△949
税引前当期利益⑳ (⑮+⑯-⑱)	296	296	438	△19	37	△457	
営農指導事業分配賦額 ㉑		98	71	288	59	△457	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益㉒ (⑳-㉑)	296	198	367	△247	△21		

(注)

1. 共通管理費及び営農指導事業の他部門への配賦基準等は、次のとおりです。

(1) 共通管理費

「人頭割」、「人件費を除いた事業管理費割」、「事業総利益割」の平均割合で配賦しています。

(2) 営農指導事業

農業関連事業50%、信用・共済・生活その他事業50%とし、それぞれについて共通管理費配賦基準で配賦しています。

2. 配賦割合 (1の配賦基準で算出した配賦の割合) は、次のとおりです。

(単位: %)

区 分	信 用 事 業	共 済 事 業	農 業 関 連 事 業	生 活 そ の 他 事 業	営 農 指 導 事 業	計
共 通 管 理 費 等	24.90	18.13	36.79	15.01	5.17	100.00
営 農 指 導 事 業	21.45	15.62	50.00	12.93		100.00

3. 部門別の資産

区 分	計	信 用 事 業	共 済 事 業	農 業 関 連 事 業	生 活 そ の 他 事 業	営 農 指 導 事 業	共通資産
事 業 別 の 総 資 産	173,710	162,407	353	7,309	559	63	3,017
総資産 (共通資産配分後) (うち固定資産)	173,710 (7,735)	163,158 (1,360)	900 (479)	8,419 (5,274)	1,012 (422)	219 (197)	

7. 財務諸表の正確性等にかかる確認（要請及び取り組み方針）

確認書

- 1 私は、当JAの平成30年4月1日から平成31年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。

- 2 この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和元年 7月23日

いしのまき農業協同組合

代表理事組合長 松川 孝行